

2019 年度
まるごと健康づくり推進事業費補助金
募集要項

【募集期間】

2019 年 4 月 15 日（月） ～ 2019 年 6 月 14 日（金）※必着

【受付時間】

月～金（祝祭日を除く） 8：30～17：15



<問合せ先>

静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課

TEL：054 - 221 - 3263

FAX：054 - 251 - 7188

E-mail：kenzou@pref.shizuoka.lg.jp

URL：http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-430/kenzou/index.html

1 趣旨

県は、事業所、民間団体等による健康づくり活動を一層活性化させ、県民の健康寿命の更なる延伸を図るため、まるごと健康づくり推進事業を公募し、採択した事業計画に対する助成を行います。

2 補助対象事業者

(1) 補助対象事業者

静岡県内に事務所又は事業所、活動拠点を有し以下のいずれかに該当するもの

- ① 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する**中小企業者（※ 1）**であって、「**ふじのくに健康づくり推進事業所（※ 2）**」として登録済、申請中又はこれから申請しようとする事業所

（例：〇〇株式会社□□事業所など事業所単位でも申請可能）

- ② 代表者を定め、かつ、組織及び運営に関する規約等を定めている**民間団体（※ 3）**や**保険者**（例：NPO 法人、任意団体、△△保険組合等）

※ 1 中小企業者とは、以下に該当するものをいいます。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

※ 2 「ふじのくに健康づくり推進事業所」とは、事業所等が、従業員の健康管理や維持・増進のための具体的な取組目標を宣言し、その内容を公表・実施する仕組みで、静岡県及び協会けんぽ静岡支部が実施する事業をいいます。（詳しくは最寄りの健康福祉センター又は、協会けんぽ加入事業者は協会けんぽ静岡支部（054-275-6602）までお問い合わせください。）

※ 3 民間団体については、県、市町の支援（後援等）を受けているものをいう。

(2) 補助対象事業者として認められないもの

- ア 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有するものがその事業活動を支配しているもの
- イ 宗教活動や政治活動を行うことを目的とするもの

3 補助の対象となる事業

(1) 補助の対象となる事業

	事業名	事業の内容
(1)	特定健診・特定保健指導等受診率向上事業	特定健診・特定保健指導等の受診率（実施率）向上に資する事業
(2)	喫煙・受動喫煙防止対策事業	喫煙・受動喫煙防止対策に資する事業
(3)	事業所等の健康づくり事業	食生活改善や運動の習慣化、事業所における健康経営推進等の健康づくり事業

※具体的な取組例は、別紙1のとおり

※原則として、企画した事業活動を静岡県内で実施すること

(2) 補助の対象とならない事業

ア 特定の個人や民間団体等に対する給付事業

（例：従業員向けの健（検）診受診費補助等）

イ 備品購入を主目的とする事業

※備品購入とは、取得価格が1物品10万円以上のものをいう。

※主目的とは、全体事業費のうち5割以上を備品購入費が占める場合をいう。

ウ 以前から実施している事業をそのまま継続する事業

※従来事業の拡充や新たな要素が加われば可

エ 継続性のない事業（イベント等を契機に、個人の健康づくりに結びつけるものであれば可）

オ すでに県や国等の補助や委託を受けている事業

※事業終了後2年間は、活動報告をしていただく必要があります。

カ 営利を目的とする事業

キ 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがある事業

ク 事業所、団体（保険者）等の業務で、法律で定められているなど、実施する責務・義務があると認められる事業

4 対象経費及び補助率（額）

(1) 対象経費及び対象外経費

別紙2のとおり

(2) 補助率（額）

ア 対象経費の1/2以内とし、50万円を限度とします。

（対象事業費100万円以上の場合は、上限50万円補助となります。）

イ 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

5 概算払

事業実施上の必要性が認められる場合、事業の完了前であっても補助金を支払うことができます。

なお、補助額から概算払額を差し引いた額は、補助事業完了後の支払いとなります。

6 補助事業の実施期間

交付決定日から2020年2月28日まで
(上記期間で、補助事業の準備や経費の精算、実績報告等までを行うものとします。)

7 応募方法

(1) 応募期間

2019年4月15日(月) ~ 2019年6月14日(金) ※必着
持参の場合、月~金曜日の8:30~17:15(祝祭日を除く。)

(2) 応募手続

以下の書類を、最寄りの健康福祉センター(政令市に所在する事業等は県健康福祉部健康増進課)に、応募期限までに各1部提出(郵送又は持参)してください。

提出書類

ア 企画提案書(様式1)	カ 役員名簿の写し
イ 事業計画書(様式2)	キ 実施年の団体の収支予算書の写し
ウ 補助金所要額調書(様式3の1及び2)	ク 実施前年の団体の収支決算書の写し
エ 団体概要(様式4)	ケ その他参考となる書類
オ 定款・規約等の写し	

※キ、クは民間団体のみ提出すること。

8 補助事業の選定

補助事業は、選定委員会の審査を経て選考します。選考結果の通知については、2019年7月頭を目途に、企画提案者(代表者)宛てに郵送により通知します。

なお、補助対象として選定された事業は、団体名、代表者名、補助金額、事業内容等を県ホームページに公表します。

9 補助事業の報告・発表

(1) 補助事業の報告

ア 実績報告書

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに提出

イ まるごと健康づくり活動実績報告書

事業完了の翌年度以降2年間は、年に1回、活動実績を報告

(2) 補助事業の発表(情報発信)

採択された取組を県内に普及するため、事例集、ホームページ等により県が取組内容等を発表(情報発信)する予定ですので、御協力をお願いします。

10 留意事項

- (1) 提出された応募書類等は返却しません。
- (2) 応募に係る経費は、企画提案者の負担とします。
- (3) 昨年度及び今年度本補助金の交付を受けたものは、今年度以降本補助金の対象となりません。
- (4) 備品購入などハード事業だけでは補助対象となりません。(ソフト事業と併せて実施すること。)
- (5) 補助対象経費は、原則として事業実施期間内に支払いまで完了している必要があります。

別紙1 取組例

区分		経費（参考）
(1) 特定健診 ・ 特定保健指導受診率向上事業	特定健診受診の啓発用チラシ、生活習慣病予防のパンフレット配布（社内、地域など）	印刷製本費、役員費
	被扶養者に対して、健診受診案内を自宅へ郵送	印刷製本費、役員費、郵便料
	その他、特定健診・特定保健指導受診率向上に資する事業	—
(2) 喫煙・受動喫煙防止対策事業	禁煙啓発用リーフレットの配布	印刷製本費、役員費
	社外講師による、受動喫煙勉強会や卒煙セミナーの開催	印刷製本費、報償費、旅費、会場使用料
	その他、喫煙・受動喫煙防止対策に資する事業	—
(3) 事業所等の健康づくり事業	ヘルシーメニュー（減塩食等）の提供	消耗品費
	食生活改善講演会の開催	消耗品費、印刷製本費、報償費、旅費、会場使用料
	運動会、ウォーキング大会等の運動イベントの開催	消耗品費、印刷製本費、会場使用料
	体重計、血圧計等活用した従業員の健康チェック	消耗品費、印刷製本費
	その他、事業所等の健康づくりに資する事業	—

※上記で示した取組例以外にも、地域住民や家庭、従業員を対象にした健康づくり事業で地域への波及効果の高いものや、継続性・実現性の高いものについては、審査・補助の対象となります。

別紙 2

(1) 対象経費

費用の項目	費用の種類
報償費	講師（外部講師のみ）への謝礼等
旅 費	講師及び事業実施に伴う臨時・非常勤職員のバス代、電車代、ガソリン代等の交通費や宿泊費等
消耗品費	本事業の実施に必要な物品で、取得価格が1物品10万円未満のもの (例) 各種消耗品、事務用品、体重計、万歩計等
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷費
役務費	諸般の人的サービスの提供に対する費用 (例) 情報誌等への掲載料、健診受診案内通知の送付・返礼事務等
通信運搬費	郵便料、電信電話料、運搬料等
委託料	本事業の実施のために必要な事務、調査等の他団体等への委託費（単なる人的サービスの提供は役務費）
使用料及び 賃借料	会場使用料、備品の賃借料等
備品購入費	本事業の実施に必要な備品で、取得価格が1物品10万円以上のもの
その他	知事が必要と認める費用

(2) 対象外経費

- ア 補助事業者自身の人件費、旅費（事業に伴う講師、臨時・非常勤職員の
人件費、旅費を除く。）
- イ 特定の個人や民間団体等に支給する目的で購入した金券や物品等